

(書式 1 - 3 - 6)

遺産分割を再度行う場合の遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、
本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
丁目〇〇番〇〇号)の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇及
び同長女〇〇〇〇は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付遺産分割協議書を取り交わした
が、その後遺産として銀行定期預金及び未払いの借入金債務が発見されたので、
全員による再度の協議の結果、次のとおり追加分割することを合意した

- A s a h i C h u o*
- 1 〇〇銀行〇〇支店の定期預金額面金〇〇〇万円は、妻〇〇〇〇、長男〇〇〇〇
〇及び長女〇〇〇〇が各3分の1ずつ取得する。
 - 2 〇〇株式会社からの借入金債務の残額の返済は、長男〇〇〇〇が負担する。
 - 3 前2項の追加以外には、平成〇〇年〇〇月〇〇日付遺産分割協議書に変更が
ないことを確認する。
 - 4 本協議以降に更に判明した遺産は、妻〇〇〇〇がその全てを取得する。

以上のとおり協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を3通作成
して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印



解説

この書式は、遺産分割後に新たに遺産が発見され、追加の分割をする例であって、厳密な意味では、再度の分割ではない。(書式1-3-3)により、遺産の一部につき分割を行なった場合も、残りの遺産については同様に追加の分割をすることになる。

既に遺産分割協議が行われたにもかかわらず、再度改めて遺産分割協議のやり直しをする場合が再分割である。例としては、相続人の一人が協議に参加していなかったため分割が無効となった場合、相続人の意思表示に心裡留保(民法第93条)、虚偽表示(民法第94条)、錯誤(民法第95条)、詐欺、強迫(民法第96条)による無効又は取消原因があるという主張が認められた場合、相続人全員の合意による解除があった場合がある。合意解除は一部についても認められる。再度の遺産分割協議は、改めて分割の協議をやり直すことであるから、最初の分割の協議と方法において異なるところはない。

第4項の記載がないと、再び追加の分割協議が必要になる。